

暴力団事務所のない安全・安心な社会に向けて

住居系用途地域

商業系用途地域



一部改正 福井県 暴力団排除条例 2018年4月1日施行

改正点 (福井県暴力団排除条例第13条、第13条の2、第24条、第29条)

その1

**暴力団事務所の新規
開設・運営の禁止区域
を拡大!!**

すでに暴力団事務所の開設・運営が規制されている学校等の敷地の周囲200mの区域に加え、新たに都市計画法に定める住居系用途地域と商業系用途地域を禁止区域としました。

その2

**違反者には中止命令
を発出。命令を守らない
者には罰則を適用!!**

住居系用途地域と商業系用途地域において、暴力団事務所を新規開設・運営した者には、福井県公安委員会から中止命令が発出され、中止命令を守らない場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されます。

福井県警察

福井県警察のホームページ

<http://www.pref.fukui.jp/kenkei/>

